

申請に対する処分

処分名	乳幼児医療費助成
根拠法令	奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条, 4条, 6条, 7条及び奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

市内に住所を有する乳幼児の保護者で受給資格証の交付を受けた人

(2) 申請の方法

乳幼児医療費助成金受給資格者登録申請書を提出する。又は受給資格者が県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、助成金の申請があったものとみなす。

(3) 許認可等の要件

6歳未満児の乳幼児の医療費を助成する。

助成金の額は、市町村民税非課税世帯以外の世帯については一部負担金の支払額の毎月分から3,000円を控除した額とし、市町村民税非課税世帯については一部負担金の額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

ア 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

イ 医療保険各法の規定により支給される高額療養費

ウ 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付

2 標準処理時間

約 2 か月